

## 1. 1 建築計画の要点

～高齢者や障害者等の利用を考慮した最低水準としての使いやすさからより快適な水準へ～

### ①連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー新法の趣旨に則り、道路、敷地内通路から目的となる所要室まで安全に移動できることがすべての基本である。この移動動線は用途により重点的に整備すべき箇所が異なると考えられる。例えば、レストランであれば、食事スペースから便所まで、スポーツ観戦施設では客席まで、劇場、ホテルでは客席の他に楽屋、ステージへの上下移動も対象となる。ホテルや旅館では各客室、あるいは共同浴場までの円滑な利用が必要である。
- ・施設案内の全体表示及び各拠点における案内表示など、サインは連続的かつ円滑な移動を支援する装置、設備として必要不可欠なものである。特に音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの敷設を要する視覚障害者の誘導に関しては十分に検討する。

### ②利用時の安全計画を徹底する

- ・段差を設ける場合の適切な措置、利用時の転落事故や突起物による衝突防止等を図る。
- ・代替移動手段があり、あるいは機能上特段の問題が生じない場合を除き不用意な段は設けない。

### ③適切な寸法を計画する

- ・利用者のニーズ把握によって得られた各種動作寸法、介護動作寸法、車いす使用者等の方向転換寸法、開口部やスイッチ類の高さ、サインの位置等について検討を行い、利用時ににおける適切な空間寸法を算出する。

### ④経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者や障害者等に特別に対応するのでなく、利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、建設コストの軽減、空間の効率的な使用にも繋がる。
- ・車いす使用者用駐車場を相当数確保したり、車いす使用者対応便房では、機械的に多機能化するのではなく、機能を十分に理解し、オストメイトの方との利用を機能区分したり、男女別にやや広めの車いす使用者便房を数多く設置して、利用上の効率を図る。集会施設や劇場等では、男女別の便房数の変更が可能な計画を行う。
- ・建築物内のサインについては、隣接又は併設する施設とのサイン統一を図るなど利用しやすさの検討を行う。
- ・集会施設や劇場等の客席計画では、可動客席や取り外し可能な客席等を適宜配置して利用者の増減に適切に対応することも求められる。

### ⑤操作性と認知性を確保する

- ・基本は建築物全体のわかりやすさであるが、児童や高齢者、あるいは視覚障害者や上肢障害者にも利用しやすく分かりやすい形状の戸の把手、スイッチ等設備にも十分留意する。
- ・建築物のサイン計画等については、知的障害者や多言語表記により外国人へのわかりやすさも求められる。

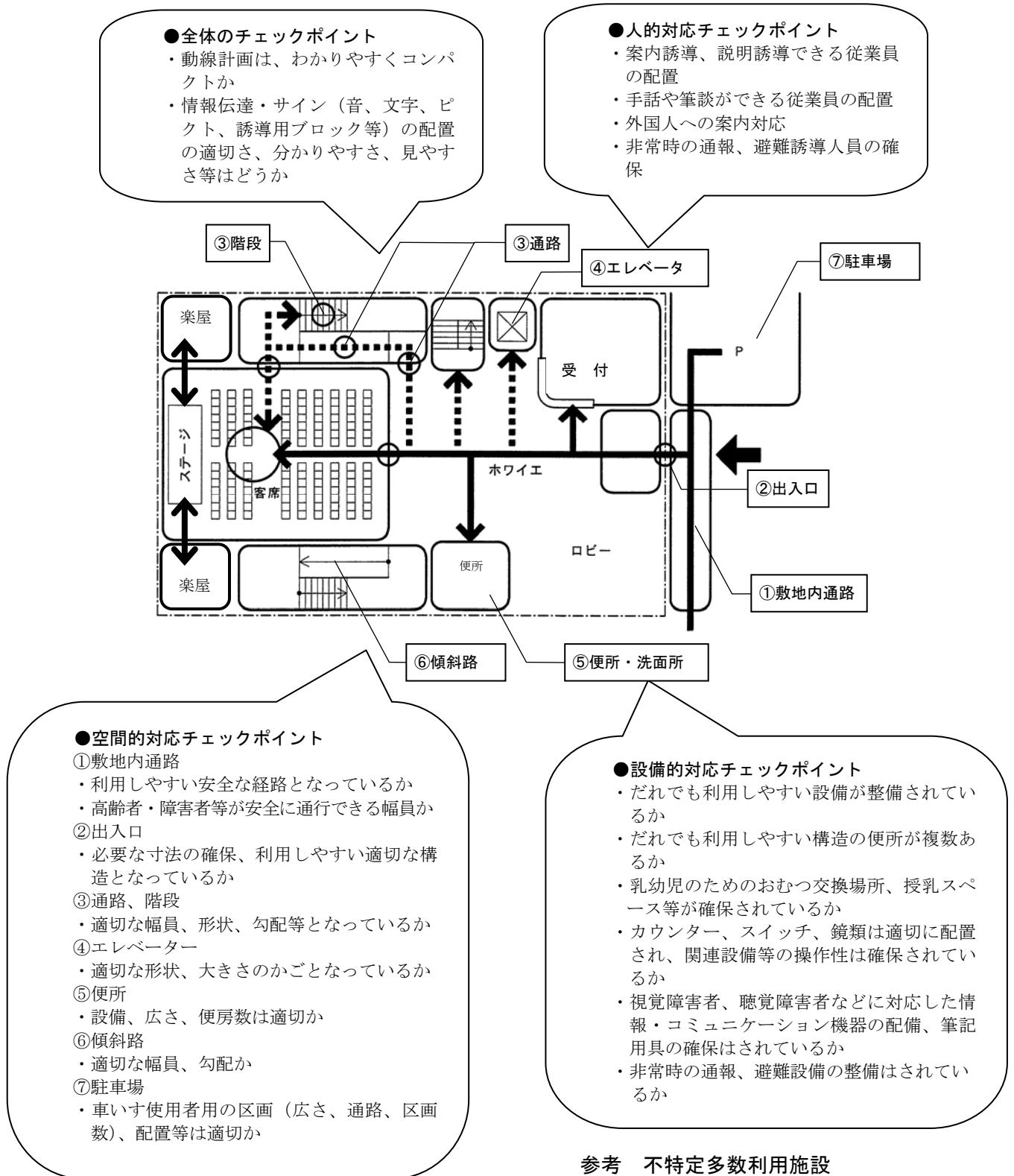
### ⑥利用特性に応じた人的配置を計画する

- ・利用上、立地上どうしても人的な支援が必要な場合、災害時の場合など、視覚障害者への誘

導案内、聴覚障害者への手話通訳及び要約筆記、発達障害者への適切なサポート、災害時の誘導體制等を検討しておくことが望まれる。

## 1. 2 建築計画のチェックポイント

以下の各項目は、基本的な空間整備のチェックポイントである。



参考 不特定多数利用施設

### 1. 3 建築物の用途別主なチェックポイント例

用途	設計上のチェックポイント
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学者の特性に対応した設計とするが、地域の生涯学習、学校の地域開放、災害時の避難拠点化などコミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする</li> <li>・参考文献(1)に示した学校整備指針、バリアフリー推進指針等を参考する</li> </ul>
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい動線計画とする</li> <li>・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する（文字表示等の視覚化、振動などへの感覚化）</li> <li>・受付、案内表示等の案内設備を設ける</li> </ul>
集会所、又は公会堂、劇場、観覧場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等が友人や家族とともに来館することにも配慮した柔軟な座席配置とする</li> <li>・車いす使用者用の座席は、選択できることが望ましい</li> <li>・高齢者・障害者等が楽屋等を利用し、舞台上に上がることも配慮する</li> <li>・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li> </ul>
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する</li> <li>・棚の高さは車いす使用者に配慮する</li> <li>・授乳設備、おむつ交換設備等を設ける</li> <li>・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備（筆談器、耳マーク<sup>1</sup>、磁気ループ）を設ける</li> <li>・休憩場所、いすを適宜設ける</li> <li>・受付、案内表示等の案内設備を設ける</li> </ul>
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等に配慮した客室、浴室を整備する</li> <li>・視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備、備品を設置または貸し出す</li> <li>・筆談器、宴会場などへの磁気ループの設置、耳マークの設置、客室とフロントとの連絡手段の確保に配慮する</li> <li>・館内案内、避難経路、室名などを点字により案内する</li> <li>・避難設備、誘導対策を準備しておく</li> </ul>
事務所（官公署を除く）、工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者・障害者等の就労にも十分配慮した設計とする</li> </ul>
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口に段差を設けない</li> <li>・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する</li> </ul>
共同住宅、寄宿舎、又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用部分の設備、空間は、高齢者・障害者等の利用に配慮した設計とする</li> <li>・賃貸住宅にあつては、住戸内部も、高齢者・障害者等居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい</li> </ul>
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に対応した設計とする</li> <li>・介助、介護のしやすさに配慮する</li> <li>・入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮しつつバリアフリー化を実現する</li> </ul>

<sup>1</sup> 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談などの支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

用 途	設計上のチェックポイント
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の特性に対応した設計とする、特に高齢者の移動に配慮する</li> <li>・ 高齢者・障害者等多数の人が利用する施設である為、場合によっては利用者同士の利害を調整する必要がある</li> <li>・ 保育所等では乳幼児と成人との相違もあり、寸法、設備等利用者特性に十分配慮する</li> </ul>
体育館、ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障害者等が運動施設を利用できるよう配慮をする</li> <li>・ 見学席及び見学席に至る経路は、劇場などの客席と同様に車いす使用者の利用に柔軟に配慮する</li> <li>・ 高齢者・障害者等の利用に配慮した更衣室、シャワー、浴室を設ける</li> <li>・ 受付、案内に視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備を設置する、または貸し出す</li> </ul>
展示場、又は博物館、美術館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示物、書架などの間は十分な通路幅員を確保する</li> <li>・ 順路には段を設けない、段がある場合は傾斜路又は昇降機を設置する</li> <li>・ 視覚障害者（音声誘導など）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li> <li>・ 展示物の説明については、音声、文字等の情報提供を行う</li> <li>・ 休憩場所、いすを適宜設ける</li> </ul>
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障害者等が利用できる浴室を設置する</li> <li>・ 脱衣室のロッカーは高齢者・障害者等の利用に配慮する</li> <li>・ 滑りにくい床材を使用する</li> <li>・ 水栓器具は操作が容易なものを設置する</li> <li>・ 受付には、簡単な会話補助となる筆談器などを用意する</li> </ul>
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する</li> <li>・ 高齢者・車いす使用者、乳幼児等が利用できる便房を設ける</li> <li>・ 呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する</li> <li>・ 点字メニューを設ける</li> <li>・ 補助犬同伴者への配慮を行う</li> <li>・ 筆談器の設置を検討する</li> </ul>
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口に段差を設けない</li> <li>・ 高齢者・車いす使用者等が利用できる便房を設置する</li> <li>・ 呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する</li> <li>・ 視覚障害者のための音声誘導などや、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li> </ul>
自動車教習所、又は学習塾、華道教室、囲碁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車教習所については肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける</li> <li>・ 自動車教習所については、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する</li> </ul>

用 途	設計上のチェックポイント
教室その他 これらに類 するもの	・学習塾等については視覚障害、聴覚障害、肢体不自由のある児童生徒 の学習環境を整備する
公衆便所	・車いす使用者用便房を設置する ・オストメイトに対応した設備を設置する ・乳幼児に配慮した設備を設置する ・規模に応じて複数の車いす使用者用便房を設ける
公共用歩廊	・公共用歩廊は通常建物（駅舎を含む）から建物へと移動するための経 路となっている。建物と歩廊で管理者が異なる場合、接点の段差解消 や誘導方法、誘導の考え方などが整合されるように、設計と管理運営 の両面から調整する必要がある。

【参考文献(1)】

- ① 「学校施設バリアフリー化推進指針」（平成16年3月）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm)
- ② 「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（平成17年3月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm)
- ③ 「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（平成19年6月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm)